様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 6 日

千葉県知事　　殿

千葉県 葛南地域振興事務所 -6.6.10 収受

提出者

住　所　千葉県八千代市米本1808番地

氏　名　一般社団法人巨樹の会
八千代リハビリテーション病院

代表者　妻鳥　元太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号　047-488-1555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	一般社団法人巨樹の会 八千代リハビリテーション病院
事業場の所在地	千葉県八千代市米本1808番地
計画期間	令和 6/ 4/ 1 ～ 令和 7/ 3/31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数　240 床
③従業員数	499 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①　外来や病棟などでの医療行為（感染性廃棄物発生） ②　外来やナースステーション等、関係者以外の方が　触れない場所で一時保管（できるだけ短く） ③　感染性容器密閉後鍵の掛かる保管庫で保管 ④　収集運搬業者経由にて中間処理場へ搬入後、焼却により中間処理。 ⑤　最終処分は、溶融ｽﾗｸﾞやｱｰｸｻﾝﾄﾞなどの路盤改良材として利用、または管理型埋立。

(日本工業規格　A列４番)

（第２面）

<table>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

特別管理産業廃棄物管理責任者
↓
管轄行政機関　←　廃棄物担当者　→　清掃担当者
↓
各医療現場担当者</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和　5 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>63.450　t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
分別の徹底（勉強会）、ディスポ品の減量化（可能な範囲でリサイクル品の導入）部門ごとに廃棄物の発生を抑制するよう心掛ける</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>60.277　t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）廃棄物の発生を抑制するようより一層心掛ける</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別の徹底や従来よりも小型の商品、エコ商品があれば積極的に導入し、廃棄物の発生を抑制するよう心掛けている</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）</td></tr>
</table>

（第３面）

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（ 令和　5 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

特に無し</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

特に無し</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（ 令和　5 年度）実績</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

特に無し</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
特別管理産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

特に無し</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
	①現状	【前年度（令和　5 年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
		（これまでに実施した取組） 特に無し		
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
		（今後実施する予定の取組） 特に無し		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	①現状	【前年度（令和　5 年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
		全処理委託量	63.450 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	43.957 t	
		再生利用業者への処理委託量	0 t	
		認定熱回収業者への処理委託量	15.975 t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	19.887 t	
		（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物であるため、中間処理が焼却となり、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融し、スラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、再利用が可能となるよう、可能な限り、リサイクル処理フローを持った業者へ委託した。 また、発電や熱回収なども同様に、これらを実施している中間処理施設への委託も心掛けた。		

<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="10">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>60.277 t</td><td></td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処 理 委 託 量</td><td>41.759 t</td><td></td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処 理 委 託 量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処 理 委 託 量</td><td>15.176 t</td><td></td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処 理 委 託 量</td><td>18.893 t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
中間処理は感染性廃棄物のため、焼却処理をする都合、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融しスラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、できるだけリサイクル推進を心掛ける。医療廃棄物容器も再生品を使用する計画もあり、環境負荷の低減を心掛ける。また、さらに発電などの熱回収利用の出来る処理業者へ委託量を可能範囲で推奨をする</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="2">【前年度（ 令和　5 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物
排　　出　　量
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)</td><td>63.450 t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）
すでに実施しているため今後も継続していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。